

改正

平成29年3月31日告示第44号

小矢部市産婦人科医療施設開設等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、市内に産婦人科医療施設を開設等しようとする者に対し、その開設等に要する経費の一部を補助することに関し、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産婦人科医療施設 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所であつて、診療科目に産婦人科又は産科を有し、かつ、分娩を取り扱うものをいう。
- (2) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師をいう。
- (3) 医療法人等 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項に規定する法人その他病院又は診療所を開設することができる法人をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（第2号において「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する医師又は医療法人等とする。

- (1) 市内において産婦人科医療施設を開設する者（分娩の取扱いを休止していた者でその取扱いを再開するもの及び既存施設に産婦人科又は産科を新設するための増築又は改築を行う者を含む。）で、継続して10年以上当該施設を運営する見込みがあるもの
- (2) 次に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める者であること。
  - ア 医師 産婦人科又は産科の臨床経験が5年以上であること。
  - イ 医療法人等 産婦人科医又は産科医のうち、1名以上が産婦人科又は産科の臨床経験が5年以上であること。
- (3) 地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする者であること。

(補助対象事業、補助金の額等)

第4条 補助の対象となる事業、補助金の額等は、別表第1に定めるとおりとする。

(事業計画の認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長と協議し、補助を受けようとする事業の実施に係る計画書を提出し、当該事業について市長の認定を受けなければならない。

(交付申請)

第6条 前条の認定を受けた者で補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする補助事業の区分に応じ、小矢部市産婦人科医療施設開設等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 申請者（申請者が医療法人等であるときは、第3条第2号イに定める者。次号において同じ。）の医師免許証の写し
- (2) 申請者の履歴書
- (3) 申請者の住民票。ただし、申請者が医療法人等である場合は、不要
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 補助事業に要する経費の見積書
- (7) 申請者が医療法人等であるときは、定款及び登記事項証明書
- (8) 当該年度の前年度分（交付申請の月が4月又は5月であるときは、前々年度分）の市民税に係る納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、小矢部市産婦人科医療施設開設等事業変更（中止・廃止）申請書（様式第2号）に変更等の理由を示した書類を添えて市長に提出するものとする。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、小矢部市産婦人科医療施設開設等事業実績報告書（様式第3号）に、別表第2に定める補助事業の区分ごとに必要な書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付の請求)

第9条 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定後において、補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、小矢部市産婦人科医療施設開設等事業補助金請求書（様式第4号）を

提出するものとする。この場合において、補助事業者は、規則第16条第1項に規定する補助金の返還に関し、次に掲げる要件を満たす連帯保証人を選任し、誓約書（様式第5号）を添えなければならない。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する行為能力者であること。
- (2) 独立の生計を営み、かつ、補助金の返還に関する債務を負うことができる程度の資力を有する者であること。

（補助金交付決定の取消し等）

第10条 規則第15条第1項に規定する場合のほか、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者の責めに帰すべき事由により、補助金の交付を受けた日から1年以内に開業しないとき。
- (2) 補助事業者の責めに帰すべき事由により、産婦人科医療施設の開業の日から10年以内の期間において、産婦人科医療施設を廃止し、又は1年以上分娩の取扱いを休止したとき。
- (3) 医師免許の取消し等により、産婦人科医療施設を運営することができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付決定を取り消すことが妥当と認めたとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において第5条の認定を受けた者に係るこの告示の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成29年3月31日告示第44号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助事業区分	補助対象経費	補助金の額	限度額
用地取得事業	産婦人科医療施設用地の取得に係る経費	補助対象経費の2分の1に相当する	1,000万円

施設建設事業	産婦人科医療施設の建築主体工事、電気給排水設備工事、駐車場整備工事、共通仮設工事等に係る経費（設計監理に関する経費を含む。）	額	6,000万円
医療機器購入事業	産婦人科に関する医療機器の購入に係る経費		3,000万円

備考

1 産婦人科医療施設に産婦人科又は産科以外の診療科を含むときは、補助対象経費に占める産婦人科又は産科に係る経費の割合により補助金の額を算出する。

2 算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、補助事業区分ごとにこれを切り捨てる。

別表第2（第8条関係）

補助事業区分	提出書類
用地取得事業	不動産売買契約書の写し 費用を支払ったことを証する書類 土地の登記事項証明書
施設建設事業	工事請負契約書又は設計監理業務委託契約書の写し 費用を支払ったことを証する書類 工事関係図面 建物の登記事項証明書
医療機器購入事業	動産売買契約書の写し 費用を支払ったことを証する書類 購入した医療機器の概要がわかる書類

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）